求めるとともに、関係者間の調整に主体的役割を果たし、制限区域等への出入管理の徹底等、各空港において定められた空港機能管理規程に基づく保安措置の実施に万全を期する。また、厳しさを増す国際的なテロ等への対応や、訪日外国人旅行者をはじめとした今後の航空需要の増大に対応するため、保安検査員の処遇改善や保安検査の高度化に資するＤＸ技術等の活用を図るなど、更なる保安レベル向上や検査業務効率化を推進する必要がある。こうした観点から、旅客の保安検査の実施主体について、航空運送事業者等から、空港特性を十分に把握し空港を一元的に管理する立場の空港管理者及び空港運営権者へ順次移行すべく、計画的に調整を進めることとする。さらに、国管理空港・地方管理空港においては、より適切な保安検査の実施の観点から、各空港の実情を踏まえつつ、空港管理者からターミナルビル事業者への保安検査業務に係る事務委任について、空港ごとに検討を進める。

③　無人航空機による空港への侵入事案等が国内外で発生していることを踏まえ、空港管理者及び空港運営権者は巡視等の無人航空機の異常な飛行を防止するために必要な措置を講じるほか、無人航空機の侵入が生じた場合においても、空港等の機能を確保するために必要な措置を講じることとする。

④　令和六年一月の東京国際空港内での航空機衝突事故等における経験と教訓を踏まえ、適切な消防体制を確保し、空港消防職員の教育訓練を図る等により、空港消防能力の強化を図ることとする。また、地上走行中の航空機や車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の改修及び維持管理を行うとともに、滑走路の安全に係る推進体制を強化する。

⑤　空港は不法入国の水際阻止や新型コロナウイルス感染症等に関する水際対策等における前線拠点であり、これらの適切な運用が、我が国と国民生活の安全と国民の安心をもたらすものである。このため、不法入国の防止、感染症や動植物検疫に係る水際対策、空港への不法侵入の防止対策等の重要性について、利用者の理解を得るよう努めるとともに、こうした対策に当たり、空港施設を柔軟に運用するなど、臨機応変な対応が取れるよう、内閣感染症危機管理統括庁、ＣＩＱ、警察、消防等関係機関との連携強化を図ることとする。

⑥　（略）

⑦　自然災害発生時、空港は救急・救命活動や住民避難、緊急物資・人員の輸送の拠点として重要な役割を担うため、速やかにその機能を確保する必要がある。このため、空港関係者が一体となり、事業継続計画「Ａ２（Ａｄｖａｎｃｅｄ／Ａｉｒｐｏｒｔ）－ＢＣＰ」を策定し、関係者やアクセス事業者、近隣空港との連携を強化する。さらに、平時から訓練を実施し、計画の実効性を高めるとともに、自然災害の激甚化・頻発化等の環境の変化も踏まえ、不断の見直しを図ることで、災害時に迅速かつ円滑な対応を可能にする。

⑧　大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、空港の被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止・早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を適切に運用することとする。

⑨　災害時に地方管理空港等の空港管理者から要請があった場合に、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を当該空港の空港管理者及び空港運営権者に代わって国が行うことができる権限代行制度を適切に運用することとする。

に、関係者間の調整に主体的役割を果たし、制限区域等への出入管理の徹底等、各空港において定められた空港保安管理規程に基づく保安措置の実施に万全を期する。さらに、航空運送事業者等による保安検査の実施に対し、支援・協力を行うほか、関係者の理解の増進に努めることとする。

（新設）

③　平成十九年八月の外国航空機の那覇空港内での爆発炎上事故等における経験と教訓を踏まえ、適切な消防体制を確保し、空港消防職員の教育訓練を図る等により、空港消防能力の強化を図ることとする。

④　空港は不法入国の水際阻止や新型インフルエンザに関する水際対策等における前線拠点であり、これらの適切な運用が、我が国と国民生活の安全と国民の安心をもたらすものである。このため、不法入国の防止、新型インフルエンザに関する水際対策、空港への不法侵入の防止対策等の重要性について、利用者の理解を得るよう努めるとともに、ＣＩＱ、警察、消防等関係機関との連携強化を図ることとする。

⑤　（略）

⑥　地震災害等の緊急事態における緊急物資等の輸送受け入れ体制の確保、帰宅困難者等への対応等を図ることとする。

（新設）

（新設）